

## 工 事 数 量 総 括 表

工事区分	工 種	種 別	細 別	単位	数 量	備 考
設計・解析・調査業務						
橋梁補修詳細設計	設計計画			橋	2	
	現地調査・形状寸法計測	現地調査		橋	2	
		現地計測		橋	2	
	補修設計	コンクリート橋補修設計	設計計算無	式	1	
			仮設計画	橋	1	
			設計図・数量計算	橋	1	
			概算工事費算出	橋	1	
			照査	橋	1	
		鋼橋補修設計	設計計算無	式	1	
			仮設計画	橋	1	
			設計図・数量計算	橋	1	
			概算工事費算出	橋	1	
			照査	橋	1	
	打合せ		初回・中間3回・納品	業務	1	



## 橋梁補修詳細設計業務にかかる特記仕様書

### 1. 業務の目的

本業務は、安全で円滑な交通の確保及び第三者への被害の未然防止・橋梁の維持管理を効率的・効果的に行うため橋梁点検の診断結果に基づき、橋梁の補修設計を行うことを目的とする。

### 2. 設計・検討項目の中止

既存調査資料、図面等により対策工法の検討を進めることができる場合、検討の必要のない項目は中止することにする。

### 3. 安全管理

既設橋梁の確認にあたり、交通規制が必要となるため、一般交通への影響を最小限となるよう計画し、関係機関及び周辺自治会等の了解を得ること。

### 4. 対象橋梁（2橋）

橋梁名：岩倉大橋，岩瀬橋

### 5. 業務内容

#### 設計計画

- ・業務の目的・趣旨を把握し、過去の点検結果や必要となる資料の把握を行うとともに、業務を円滑に実施するための方針検討や工程等に関する業務計画を行う。

#### 現地調査

##### 現地調査

- ・現地調査では設計業務の実施に当たり設計等に必要な現地の状況把握を行う。
- ・目視による損傷度確認を行う。

##### 現地計測

- ・現地計測では設計業務の実施に当たり既設橋梁等の設計に必要な形状寸法の計測を行う。

## コンクリート橋補修設計

### 補修設計

- ・橋梁の損傷に対する補修設計を行う。構造物の重要度や劣化要因、損傷の状態、残存予定供用期間等を踏まえた補修設計を行う。

### 仮設計画

- ・構造物の規模、道路、鉄道の交差条件、河川の渡河条件、計画工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画、仮設備計画等、工事費積算にあたって必要な計画を行う。

### 設計図・数量計算

- ・補修工事の施工に必要な補修詳細設計図等の作成を行うとともに、数量算出要領に基づき数量の算出を行う。

### 概算工事費算出

- ・補修対策候補案のそれぞれに対し、概算工事費を算定する。

### 照査

- ・補修対象となる橋梁の現状を的確に把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。また、補修対策橋梁の重要度や供用年数等、対策工法を検討する上で必要となる情報が得られているかの確認を行う。
- ・補修に関する設計思想や設計手法が適切であるかの照査を行う。
- ・現地の条件を適切に踏まえた仮設計画となっているか照査を行う。
- ・設計計算、設計図、数量計算、概算工事費の適切性および整合性に着目し照査を行う。

## 鋼橋補修設計

### 補修設計

- ・橋梁の損傷に対する補修設計を行う。構造物の重要度や劣化要因、損傷の状態、残存予定供用期間等を踏まえた補修設計を行う。

### 仮設計画

- ・構造物の規模、道路、鉄道の交差条件、河川の渡河条件、計画工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画、仮設備計画等、工事費積算にあたって必要な計画を行う。

### 設計図・数量計算

- ・補修工事の施工に必要な補修詳細設計図等の作成を行うとともに、数量算出要領に基づき数量の算出を行う。

### 概算工事費算出

- ・補修対策候補案のそれぞれに対し、概算工事費を算定する。

## 照査

- ・補修対象となる橋梁の現状を的確に把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。また、補修対策橋梁の重要度や供用年数等、対策工法を検討する上で必要となる情報が得られているかの確認を行う。
- ・補修に関する設計思想や設計手法が適切であるかの照査を行う。
- ・現地の条件を適切に踏まえた仮設計画となっているか照査を行う。
- ・設計計算、設計図、数量計算、概算工事費の適切性および整合性に着目し照査を行う。

## 新技術導入について

- ・橋梁定期点検の1巡目点検後の修繕着手率は地方公共団体が管理する橋梁では未だ2割（H31.3時点）にとどまっております。修繕の本格実施のためにも新材料・新工法の積極的な導入により、コスト縮減・工期短縮など維持管理の更なる効率化・合理化が急務である。

上記のことから、新技術・新工法の選定において各々の橋梁ごとの特性を考慮し、多角的に検討すること。



## 特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.2

明示項目	明示事項（条件及び内容）
カ 照査技術者	<input checked="" type="checkbox"/> 概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。  <input type="checkbox"/> 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 （ ）
照査技術者の要件	照査技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input type="checkbox"/> 下記のいずれかの者）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 技術士 （ <input type="checkbox"/> 部門 科目、 <input type="checkbox"/> 部門、 <input checked="" type="checkbox"/> 部門・科目を問わない） <input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input checked="" type="checkbox"/> R C C Mの資格保持者 （ <input type="checkbox"/> 部門、 <input checked="" type="checkbox"/> 部門を問わない） <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
照査の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 詳細設計照査要領（国土交通省大臣官房技術調査課監修（平成29年3月版）） <input type="checkbox"/> その他（ ）
キ 打合せ等	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。  <input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せ回数は 3 回とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 照査技術者については（ <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務着手時 <input type="checkbox"/> 中間打合せ 回 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む））の打合せに出席するものとする。
ク 資料の貸与	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （ 過年度橋梁補修詳細設計成果品、橋梁点検資料 ）

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市  
令和2年5月

## 特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.3

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ケ 業務条件	<input type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。
コ その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。 検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物（設計図面、数量計算書等）の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第11号）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第9号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

伊賀市  
令和2年5月